

公益財団法人芸備協会 令和元年度 2次募集のご案内

公益財団法人芸備協会では、勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難と認められる大学生を対象に奨学金の貸付けを行います。

奨学金の貸付けを希望される方は、願書に必要書類を添付して当協会事務局へ期限までに申し込んで下さい。

1 奨学生の資格

- 広島県内の高等学校もしくは中学校を卒業し、東京都内並びにその周辺の大学（大学院を含む）及び高等専門学校に在学の人
- 経済的理由により修学が困難であること
- 学習状況が良好であること

2 貸付期間及び金額

- 貸付期間……正規の最短修業期間とする。
- 貸付金額……月額20,000円

3 貸付方法

- 奨学金は、3ヶ月分を合わせて年4回（4月、7月、10月、1月）、現金受け渡し又は口座振込払いにより貸与します。（ただし、初年度は、7月に4月～9月の6か月分を合わせて貸与します。）
- 貸付利息は無利息です。

4 返還方法

- 貸付終了後、1年間の猶予期間後に10年間以内で奨学生本人が選択した方法（半年賦・年賦）により全額返還していただきます。
- 事情により返還が困難な場合は、返還猶予及び返還免除の制度があります。

5 申込手続き

<申込手続>

次の書類を令和元年6月20日までに協会あてに提出して下さい。

- (1) 願書（所定用紙） ※協会ホームページよりダウンロード可
- (2) 大学の在学証明書（大学院生の場合は大学院の在学証明書）
- (3) 成績、収入状況を証明する以下の書類

【大学生】

- ・卒業高校の成績証明書（2年次以上の場合は大学の成績証明書）
- ・家計支持者（父母または家計を支えている人）の収入状況を証明する書類（源泉徴収票、市町村発行の所得証明書等）
※ 家計支持者が複数人いる場合は全員分提出してください。

【大学院生】

- ・大学の成績証明書（2年次以上の場合は大学院の成績証明書）
- ・本人の収入状況を証明する書類
（源泉徴収票、市町村発行の所得証明書等）
※配偶者があり、配偶者の収入がある場合はあわせて提出してください。

<選考時期>

願書等提出 → 書類選考・面接選考 → 決定・通知
(令和元年6月20日) (令和元年7月上旬) (令和元年7月中旬)

<選考基準>

- ①収入状況は独立行政法人日本学生支援機構の収入基準額に準じて選考します。
- ②学習状況は独立行政法人日本学生支援機構の成績条件に準じて選考します。

<その他>

- 他の奨学金との併用も可能です。
- 応募関係書類は理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- 予約採用方式は行っておりません。

6 結果の通知と手続き

- 選考委員会による選考に基づき、理事会が決定します。
- 結果は応募者あてに通知し、貸付対象となった方は誓約書等の書類を提出していただきます。

7 お問い合わせ先

公益財団法人 芸備協会

受付時間 平日 12時30分～16時30分

〒105-0001

東京都港区虎ノ門一丁目2-8 虎ノ門琴平タワー22階

広島県東京事務所内

TEL 03-3580-0851 FAX 03-5511-8803

E mail : geibi@sky.bbexcite.jp

ホームページ (<http://geibi-kyoukai.com/>) に募集案内掲載

8 参考（公益財団法人芸備協会について）

(1) 設立の趣旨

芸備協会は、主として広島県出身で東京において勉学する学生への奨学金貸付事業を行い、優れた人材の育成を目的として設立された公益財団法人です。

(2) 沿革

明治14年、奨学金事業を行うため在京広島県人が発起人となり「興芸社」（後の「興芸東社」）が発足しました。

後年、旧広島藩主の浅野家が建設した広島県学生寮「修道館」と合併して、明治36年4月8日に財団法人芸備協会が設立され、学生寮の運営及び奨学金事業を行ってきました。（現在は奨学金事業のみを行っています。）